

仕 様 書

1 件名

防犯対策電話録音機の設置業務の委託

2 委託内容の概要

西京区役所では、高齢者への特殊詐欺被害防止対策として、警告メッセージや通話録音等、防犯機能を有する電話録音機（以下、「録音機」という。）を高齢者へ支給し、普及促進を図る事業を実施する。

本委託業務は、当該事業の実施のため、録音機を購入し、支給の決定を受けた高齢者の自宅へ訪問のうえ、録音機の設置等を行うものである。

3 業務の詳細

(1) 設置する録音機について

ア 録音機の機種

ST-386（株式会社太知ホールディングス）または同等の機能を有する物（着信時警告メッセージ再生、自動通話録音、録音音声上書き）

※ 機種の統一は問わない。

イ 台数

25台

ウ 録音機については、支給者の自宅への設置までの間、委託業者において保管する。

エ 支給者の自宅へ設置した日から1年間をメーカーによる保証期間とし、録音機が故障した場合、委託業者は支給者からの依頼により、メーカーに修理を依頼する。

(2) 設置業務について

ア 本市が選定した支給者25名について、受注者から個別に連絡のうえ、設置訪問の日時を調整する（連絡の方法は電話、郵便等問わない。）。

イ 日時の調整が完了した支給者から順次、自宅を訪問のうえ、支給者の希望する場所へ録音機の設置を行う（電源及びモジュラーケーブルを接続し、通常使用できる状態にする。）。

ウ 録音機の設置後、初期設定を行う。初期設定の内容は、以下のとおり

(ア) 受電の際に警告メッセージを流し、自動的に通話録音する状態であること。

エ 支給者に対し、操作方法についての説明を行う。

オ 設置が完了したら、支給者に受領書へ押印等をもらい、速やかに西京区役所地域力推進室まちづくり担当へ提出すること（受領書については本市が用意する様式を用いるものとする。）。

(3) その他

ア 支給者は西京区内在住の65歳以上の者。

イ 設置に係る人件費、設置場所への交通費、その他業務の遂行に必要な経費は契約金額に含めること。

ウ 本市の求めがあれば、その都度、業務の進行状況を報告すること。

エ 業務の遂行に当たり、トラブル等があった際は、適切に対応のうえ、速やかに本市に報告すること。

オ 録音機の設置のため支給者方を訪問した際、本事業以外の営業活動（家電の買替えを提案するなどの営業活動等）を行わないこと。

4 全台設置完了期日

令和8年3月27日（金）

5 業務進行のスケジュール（目安であり、業務の都合により前後する場合あり）

(1) 受注者決定後、西京区役所地域力推進室まちづくり担当と打ち合わせ（事業及び委託内容の確認等）

(2) 受注者が支給者へ連絡のうえ、録音機の設置日時を調整

(3) 順次、受注者が支給者の自宅を訪問し、録音機の設置及び初期設定、取扱方法の説明等

を行う。

(4) ～3月末 25台全て設置完了

6 備考

- (1) 受注後、速やかに業務の詳細等について、本市と協議すること。
- (2) 本業務を通して知り得た情報は、第三者へ漏えいしてはならない。
- (3) 受注者は本市の許可なく、業務の内容を公表しない。
- (4) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえこれを定めることとし、もし協議が調わない場合は本市が定めるものとする。